

## 多子世帯の病児・病後児保育利用料を無料化します！

出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み育てることができ、環境づくりを促進するとともに、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、多子世帯（3人以上の児童を養育する世帯）の池田町病児・病後児保育室「ひまわり」の利用料を無料化します！

### 対象者

・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を3人以上養育している保護者です。

※児童については以下の条件をすべて満たす方です。

- ①池田町内在住の児童
  - ②児童の保護者及び兄弟姉妹が池田町内に住所を有していること
  - ③保護者と生計を共にしている
- 無料化内容**

右記該当世帯全児童の利用料を全額免除致します。

### 利用方法

①利用日（もしくは事前）に「無料化申請書」を「ひまわり」へ提出・・・毎年度申請が必要

※無料化期間は、無料化決定日の属する年度末まで

②「ひまわり」より役場へ確認し、条件を満たせば無料でご利用いただけます。

## 一般不妊治療費を助成しています

平成27年4月より、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない一般不妊治療（人工授精）に係る費用を一部助成しています。

### 【助成内容】

#### ・助成額

1年度（3月診療分）翌年2月診療分までの1年間）につき、医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し、本人負担額として支払った金額に2分の1を乗じて得た金額と5万円のいずれか少ない方の額。ただし、健康保険組合等の保険者の規約等により、支給される不妊治療に関する任意の給付（付加給付金）等が行われる場合は、その額を本人負担額から控除します。

#### ・助成期間

原則、一般不妊治療に係る事前検査等を開始した診療日の属する月から継続する2年間まで

### 【対象者】

次の全てに該当する方です。

・一般不妊治療の開始時点において夫婦（事実婚も含む。ただし、住所を同じくし、法律上の配偶者を有しない男女に限る。）

・申請日に夫又は妻のいずれか一方又は両方が町内に住所を有する者（夫婦の住所が異なる場合は、他の市町

村で重複して申請をしていない者）  
対象となる治療や申請方法等、詳細は保健センターにお問い合わせください。  
＜申請・お問い合わせ先＞  
池田町保健センター

☎45・3191

## 麻しん及び風しん予防接種第2期とジフテリア及び破傷風予防接種第2期のお知らせ

今年度の対象となられる方には、4月に予防接種予診票と説明書を郵送しました。説明書をよく読み、1週間前までに医療機関に予約を入れ、保護者同伴で受けてください。

### ＜平成27年度の対象者＞

#### ●麻しん及び風しん予防接種第2期

平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれの方（いわゆる年長児の子）  
※接種期限は平成28年3月31日までですが、4月～6月までに接種されることが望ましいとされています。できるだけ早い時期に接種されることをお勧めします。

#### ●ジフテリア及び破傷風予防接種第2期

平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方（小学校6年生）  
※接種期限は13歳になる前日までです。

ご不明な点は、池田町保健センターへお尋ねください。  
☎45・3191 有線6405

## 耐震診断、耐震補強工事

池田町では、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、国や県と共同で次のような事業を行っています。

### ◇木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅を対象として、「岐阜県木造住宅耐震相談士」を無料（自己負担はありません）で派遣し、耐震診断計算結果と補強のためのアドバイス（概算補強工事費など）を行います。

### ◇木造住宅耐震補強工事費補助

耐震補強工事費の一部を補助します。（補助限度額を超える部分は、自己負担となりますので、詳しくはお問い合わせください）

### ◇建築物耐震診断補助

木造住宅以外の建築物の耐震診断費用に補助を行います。  
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅以外の全ての建築物を対象とします。

補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内とします。（事業に要する費用は、別に定める費用かつ一棟当たり150万円を限度とします）ので、詳しくはお問い合わせください）  
どの事業も、12月末日までの申し込みが対象となります。

◇お申し込み・お問い合わせ先  
建設課都市計画係

☎45・3111（内線267）